

木造住宅
耐震診断

まずは確認してください

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災の経験などから、地震に弱いとされています。

市は、今後30年以内に99%の確率で起こるとされている宮城県沖地震などの大地震から市民の皆さんを守るため、木造住宅の耐震対策を推進しています。

「倒壊する可能性高い」が80%

市は19年度、申し込みのあった50件の住宅(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)の耐震診断を行いました(下表)。

評価区分	戸数	備考
1.5以上	0	倒壊しない
1.0～1.5未満	0	一応倒壊しない
0.7～1.0未満	7	倒壊する可能性がある
0.7未満	43	倒壊する可能性が高い
計	50	

耐震診断を行った人で耐震改修を実施する人には、最大50万円の助成も行っています。まずは耐震診断を申し込み、自宅の耐震性能を確認してください。

可能性があり、そのうち80%以上が「倒壊する可能性が高い」と診断されました

◎問い合わせ先
本庁建築住宅課
または各支所建設課

耐震診断無料相談コーナーを開設



市は、耐震診断の普及啓発を目的に木造住宅耐震診断無料相談コーナーを開設します。耐震に関する疑問や相談などに耐震診断士が答えしますので、お気軽にどうぞ。

- 日時… 7月23日(水)、8月・9月の第2・第4水曜10:00～15:00
- 会場… 本庁1階市民室、千厩支所1階市民ホール
- 相談員… 耐震診断士(岩手県建築士会一関支部および千厩支部から派遣)

乳幼児助成の所得制限廃止

医療費を助成しています

市では、次に該当する人に対して、病院などにかかった際の医療費(一部負担金の全部または一部)を助成しています。

- ▽乳幼児… 出生から就学前までの乳幼児(6歳に達する日以降、最初の3月31日まで)
- ▽妊産婦… 妊娠5カ月目の月の初日から、出産の日の翌月末までの妊産婦
- ▽重度心身障害者… 身体障害者

手帳1・2級、障害基礎年金1級(特別障害給付金1級)、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

- ▽母(父)子家庭… 配偶者のいない母(父)と18歳以下(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)の子がいる家庭
- ▽ひとり暮らし老人… ひとり世帯で全く身寄りのない65歳から69歳までの人

この助成を受けるには、所得が上の表の限度額以内であることが条件です(乳幼児の医療費助成については、本年4月から所得制限が廃止されました)。

区分	控除対象配偶者および扶養親族の数				
	0人	1人	2人	3人	
妊産婦・母(父)子家庭	妊産婦本人および保護者	272	310	348	386
	母(父)子の母(父)	192	230	268	306
	母(父)子の扶養義務者	236	274	312	350
重度心身障害者	本人	395.4	433.4	471.4	509.4
	扶養義務者など	663.7	688.6	709.9	731.2
ひとり暮らし老人	本人	159.5			

(単位：万円)

助成を受けようとする場合には申請が必要です

- ①助成を受けようとする人の健康保険証
- ②助成金の振り込みを受ける金融機関(郵ちょ銀行以外の通帳印鑑)
- ③印鑑

広域行政組合からお知らせ

20年度介護保険料(65歳以上)をお知らせします

■表1 第1号被保険者の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料年額
第1段階	①世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給中 ②生活保護を受給中	2万1000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	2万7300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	3万1500円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	4万2000円
第5段階	本人に市民税が課税され、合計所得金額が200万円未満	5万2400円
第6段階	本人に市民税が課税され、合計所得金額が200万円以上	6万2900円

■表2 緩和措置該当者の保険料

20年度保険料段階	税制改正がないものとした場合の段階	保険料年額
第4段階	第1段階	3万4800円
	第2段階	3万7300円
	第3段階	3万8200円
第5段階	第1段階	4万2000円
	第2段階	4万4000円
	第3段階	4万5300円
	第4段階	4万8700円

介護保険の財源は、加入者(40歳以上の人)の介護保険料と公費で賄われています。20年度の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料額は表1のとおりです。本人および世帯員の所得状況に応じ、六段階に分かれます。また、17年度税制改正の影響により保険料段階が上昇する人に対しては、急激な負担増とならないよう、20年度も緩和措置を行います。該当者の介護保険料は表2のとおりです。

保険料納入方法は「二通り」

第一号被保険者の介護保険料の納め方は、特別徴収(年金からの引き取り)と普通徴収(納付書での納付)の二通りがあります。特別徴収の対象は、年金の年額が18万円以上の人です。対象となる年金は、老齢・退職(基礎)年金、障害年金、遺族年金です。ただし、年金が年額18万円以上でも、次の場合は一時的に納付書での納付となります。■65歳に到達したばかりの人(誕生日の前日の属する月の分から納付) ■他の市区町村から転入した人 ■保険料段階が変更になった人

◎問い合わせ先
一関地区広域行政組合
介護保険課 ☎3223

④20年1月2日以降に市内に転入した人は、20年度所得・課税証明書または市町村民税額通知書

を持参の上、本庁国保年金課または各支所市民課で申請の手続きをしてください。手続きが遅れますと、受給期間が短くなりますのでお気を付けてください。なお、昨年助成対象とならなかった人でも、所得や扶養親族などの数が前年と変わることなどにより、新たに対象となる場合がありますので、確認の上、不明な点は問い合わせください。

受給者証の交付を受けている人の更新手続きは不要です

新しい受給者証は、所得判定による資格審査を行い、7月下旬に郵送で交付します。ただし、▽20年1月2日以降に市内に転入▽保護者が市外に居住しなどのため所得・課税証明書の提出が必要な人には、手続きについて別途お知らせします。

◎問い合わせ先
本庁国保年金課
または各支所市民課

「もちの里」いちのせき

おもちゃものがたり

②一関地方のもち食文化の歴史

一関地方には、昔から冠婚葬祭や季節の行事、客のおもてなしなど、あらゆる場面でもちをついて食べる伝統があります。もちが生活に欠かせないものとなっています。

もちは、古代から神に捧げられてきました。捧げられたもちには神の力が宿るとされお年玉のルーツであるとも言われています。神事に供されたもちは、その後貴族社会から武家に伝わり、やがて庶民に広がって節句や儀礼、農作業の節目行事などの料理として定着しました。

江戸時代に一関地方が属していた伊達藩は、江戸の食を賄うほど豊かな農産物に恵まれていました。それを背景に、あんこや雑煮、納豆のほか、ずんだ、しょうが、じゅうね、沼工、ふすまなどの数多くのもち料理が生まれ、食儀礼とともにこの地方の豊かな食の象徴として、今日に受け継が

れています。 ■「一関・平泉もち街道」いよいよスタート 7月5日(土)から、市内と平泉町の67店舗で、本格的なもち膳からスイーツ系までさまざまな種類のもち料理を楽しむことができます。

同日は「いちのせき賑わいど市」会場(錦町)で、オープニングセレモニーも予定しています。



昨年11月に滝沢小で行われた、もち文化についての出前授業